

大学機関別認証評価に関する評価結果について

本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられています（学校教育法第69条の3第2項及び学校教育法施行令第40条）。

認証評価は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位を授与するための課程や別科の課程）における教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を自己点検・評価し、認証評価機関による評価を受審し評価を受けることにより、大学の改善に資するためのものです。

本学では、平成17年度に認証評価の受審について審議し、平成18年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審することを決定いたしました。

大学評価・学位授与機構が定める11の基本的な基準及び2つの選択的評価に係る評価事項について、平成17年秋から準備を始め、本学における教育研究活動の現状分析を自己点検・評価し報告書に取りまとめ、同機構に提出いたしました。

同機構による審査は、自己点検・評価報告書による書類審査と訪問調査による大学視察からなり、本学は分散キャンパスにもかかわらず全てのキャンパスを視察していただきました。

この度、大学評価・学位授与機構から、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果が出され、認定証が交付されました。

については、本学の現況を広く皆様に御理解いただきたく、自己点検・評価報告書及び評価報告書等を掲載し、公表いたします。

本学に対する評価結果を真摯に受け止め、優れた点については更に充実を図り、課題とされる改善を要する点については、早急に改善策を講じ、本学の理念である「自然と人間の共生」「充実した人間教育」「社会との連携重視」の実現に向け、教育研究の質の向上を始めとする大学改革にまい進する所存です。

平成19年3月28日

国立大学法人山形大学長
仙道 富士郎